

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 特定非営利活動法人
足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ

| | | | |
|-------------|---|-----------|------------------------|
| 所在地 | 〒132-0033 東京都江戸川区東小松川三丁目 35-13 ニックハイム船堀 204 号室 TEL:03-3654-4735 FAX:03-3654-4727 E-mail: yamachan@jca.apc.org | | |
| ホームページ | 開設準備中 | | |
| 設立年月 | 1996 年 12 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 2001 年 2 月 2 日 | | |
| 代表者 | 奈良 由貴 | 担当者 | 山崎 求博 |
| 組織 | スタッフ 8 名 (内 専従 0 名) | 個人会員 53 名 | 法人会員 0 名 其他会員(賛助会員等) 名 |
| 設立の経緯 | 気候変動枠組み条約第 3 回締約国会議が京都で開催されるのを期に、地球温暖化問題に対して、地域で市民主体による取り組みを考え実践することにより、その可能性を京都会議の場で訴えるべく結成される。集まったのは、区内在住の環境 NGO スタッフや住職、会社員、区議会議員などで、1997 年 1 月に市民 80 名を集めて区内で結成集会を開催した。 | | |
| 団体の目的 | 気温上昇や異常気象の頻繁化など気候変動によって地球上の全ての生態系に深刻な影響を及ぼす「地球温暖化」問題に対し、この原因が人間の産業経済活動や生活によって排出される二酸化炭素等の温室効果ガスであることに鑑み、その排出削減を市民が地域レベルから取り組むことにより、持続可能な地域社会ひいては持続可能な地球社会の実現に資することを目的とする。 | | |
| 団体の活動プロフィール | <p>1997 年 6 月 区内の自動車解体業者らの協力を得て、廃棄カーエアコンからのフロンガス回収を実施 9 月に江戸川区が事業化</p> <p>11 月 気候変動枠組み条約第 3 回締約国会議 (京都会議) に参加し、フロンガス問題に関するワークショップを開催</p> <p>1998 年 4 月 フロン対策東京連絡会を立ち上げ、東京都公害防止条例改正に向けてフロン対策の市民案を発表</p> <p>10 月 東京都公害防止条例改正市民案をつくる会結成に参加</p> <p>1999 年 7 月 市民立・江戸川第一発電所 (太陽光・5.4kW) を建設</p> <p>2001 年 4 月 市民版グリーン電力証書 EDOGA-WAT を発行</p> <p>2002 年 3 月 省エネ製品などへの買い替えで省エネ度を競う省エネゲームを開発、全国地球温暖化防止活動センター事業として開催</p> <p>6 月 環境省の募集した政策提言に応募し、優秀提案を受賞 環境副読本『ハルナの力』を発行</p> <p>2003 年 3 月 電気施工会社と共同で省エネ分電盤を開発</p> <p>4 月 省エネゲームを合同出版から発行</p> <p>8 月 東京都消費生活センターで省エネゲームを実施 省エネ家電買い替えモニター事業を実施</p> | | |

活動事業費 (平成14年度) 2,086,435円

政策のテーマ

コミュニティー節電所の設立

政策の分野

- ・ 地球温暖化の防止

政策の手段

- ・ 予算・資金措置

団 体 名：足元から地球温暖化を考える市民
ネットえどがわ

担当者名：山崎 求博

政策の目的

地球温暖化の原因のひとつに電力などのエネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出が挙げられ、地球温暖化対策として二酸化炭素の排出を削減するには電力使用量の低減は有力な対策となりうる。民生部門のうち、家庭のエネルギー消費量は増大の一途をたどっている。電気事業連合会の調査では、世帯当たりの電力消費量は3,569kWh(2001年度)と10年間で約18%増加した。その要因としては、家電製品の個人所有化や待機電力の増大などが考えられるが、電力消費量の大きい家電製品を使用しているために、結果として電力消費量が多い家庭もあると考えられる。

そこで、電力消費量の少ない家電への買い替えを経済的に支援することにより、市民による家庭でのエネルギー消費量の低減を図り、もって地域の地球温暖化対策に資する。

背景および現状の問題点

地球温暖化問題は21世紀における人類最大の問題であり、1997年12月に京都で開催された気候変動枠組み条約第3回締約国会議において、日本は温室効果ガスの6%削減を国際公約したところである。しかし、これまで政府や産業界がとってきた施策は森林吸収や自主的取り組みに頼るなど、受身的な対策に終始しており、市民を巻き込んだものになっていない。

政策の概要

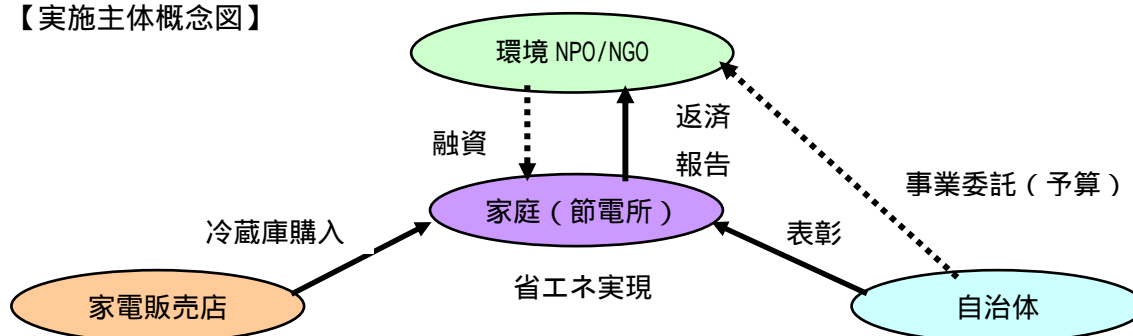
このプロジェクトは、家庭で使う家電製品を電力消費のより少ない機種に買い替えることで経済的インセンティブを与えながら家庭レベルでの省エネを促進させる事業である。

まず、家庭電化製品の中で家庭の電力消費の17%を占める冷蔵庫について、電力消費の少ない機種に買い替える際に未来に生じる電気料金の節減分相当額を無利子で融資し、融資実施家庭では、買い替え後に節減できた電気料金相当額で融資額を返済していく。融資実施家庭には過去一年間の電力消費量を申告させ、買い替え後の電力消費量と比較するなど、融資の返済状況及び実際の省エネ結果状況をホームページ等で公表すると共に、対象家庭向けのセミナーや情報提供を随時行っていく。

一定期間経過後、電力消費量が予想より大きく下回った家庭については、「コミュニティー節電所」として表彰しその結果もホームページ等で公表する。省エネによる電気料金の節減は景気低迷で収入の減少している各家庭にとって経済的インセンティブを与えるものであり、また、消費行動が環境負荷の低減につながる点でメーカー側にもメリットがある。家庭の省エネは、事業所の場合と異なり光熱費の縮減幅が小さくビジネスモデルとならないため、自治体施策や地域の環境NPO/NGOの事業として実施する価値があると思われる。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

【実施主体概念図】



募集対象

以下の要件に該当する者を公募する。

- (1) 電力消費量の大きい冷蔵庫をお使いで
- (2) 省エネルギーに貢献したいと考えており
- (3) 事業終了までの期間（概ね5年間）報告を含めて事業に参加できる
- (4) 無利子融資に対して返済の意志がある

募集申込および選考

マスコミへのプレスリリースやインターネットを通じて告知を行い、省エネ家電（冷蔵庫）への買い替えを希望する家庭からの申込を受け付ける。申込はFAXまたはハガキで行い、使用している冷蔵庫のメーカー名・型式・容量・電力消費量等について申告する形をとる。そして、応募家庭の中から、家電の消費電力の大きさ等を基準に融資対象家庭を選考する。

選考結果を電話またはハガキ、インターネットで通知後、対象家庭は省エネ・ノンフロン型冷蔵庫（年間消費電力量200～190kWhの機種）を購入する。

融資実施

対象家庭に呼びかけて事業説明会を開催し、領収書等で推奨機種の購入を確認のうえ、買い替え後に節減できる電気料金相当額の概ね5年間分を交付する。その際に融資契約書を家庭と本会で取り交わす。そして、各家庭は毎年節減できた電気料金相当額を返済する。

(例)年間電力消費量500kWhの冷蔵庫を同220kWhのものに買い替える場合

* 融資額：280kWh×23円×5年 = 32,200円 * 返済額：6,640円×5年

公表および認定

融資実施家庭は、過去一年間及び買い替え後の電力消費量を申告し、買い替え後の電力消費量と比較する。融資の返済状況及び実際の省エネ結果状況をホームページ等で公表することで債務不履行の危険性を担保する。また、対象家庭向けの情報提供を随時行う。この結果、電力消費量が当所予想より下回った家庭については「コミュニティ節電所」として表彰する。

原 資

1件当たりの融資額は数万円であるため、数十万円程度で実施可能である。原資については民間の助成金や自治体の事業委託、自治体の省エネ行動による光熱費の圧縮分で十分である。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

事業内容が家電製品の購入費用の一部を融資するものであるため、公共団体で実施するよりも公共団体が地域の環境 NPO/NGO に事業委託するなどして実施することになる。なお、事業実施にあたっては、地域の家電販売店との提携も模索すべきである。

政策の実施により期待される効果

このプロジェクトは、家庭での省エネ推進を通じた地球温暖化対策として、以下の二つの理由から大きな社会的影響を与えることができると思われる。

(1) 広範な市民の積極的参加

まず、地域住民が積極的に地球温暖化対策に関わることのできる機会を得ることである。省エネ家電への買い替えに伴う電気料金の節減は、景気低迷で収入の減少している各家庭にとって経済的インセンティブを与えるものであり、また、消費行動が環境負荷の低減につながる点で家電メーカーや販売店にとってもメリットがあると思われる。

(2) 高い汎用性

このプロジェクトは融資のシステムと製品知識があれば、全国どこであってもどのような製品でも応用することができ、比較的容易に実施できる。地域で活動する環境NGO/NPOでの実施や自治体での施策として活用されることで大きく広がる可能性を持つ。

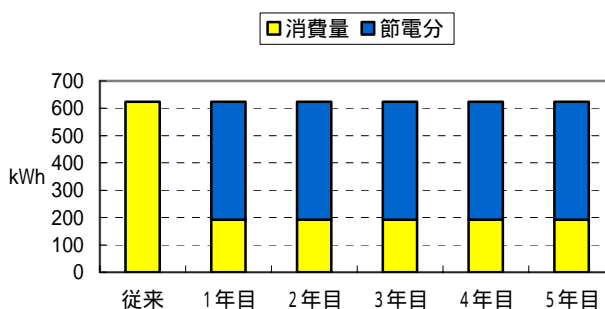
その他・特記事項

【融資例】電力消費量月52kWhの冷蔵庫を月16kWhの製品に買い替える場合

(1) 電力消費量の節減

従来の冷蔵庫が年間624kWh消費していたのに対して、買い替え後は192kWhになり、年間432kWhが節減できることになる。これは9年間で、その家庭全体の年間電力消費量に相当。

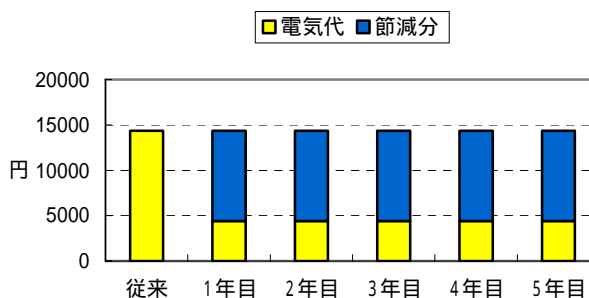
図1 買い替え効果概念図(電力消費量)



(2) 年間電力料金の節減

従来の冷蔵庫が年間14,352円消費していたのに対して、買い替え後は4,416円になり、年間9,936円が節減できることになる。

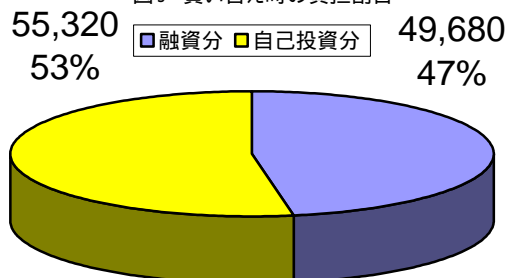
図2 買い替え効果概念図(電気代)



(3) 融資でまかなえる部分

月16kWh消費する冷蔵庫は家電販売店で10～11万円で購入できるため、価格を105,000円とした場合、5年分を融資すると約50%をまかなうことができる。

図3 買い替え時の負担割合



組織の概要 (企業用)

会社名

株式会社 ヤマゲン

| | | | |
|------------|---|------|---------------|
| 所在地 | 〒136 0082 東京都江東区新木場1-17-4 Tel:03-3521-6455 Fax:03-3521-6454 E-mail:yamagen@novopan.co.jp | | |
| ホームページ | http://www.yamagen-e.co.jp/ | | |
| 設立年月 | 昭和26年8月8日 | | |
| 代表者 | 山本 陽一 | 担当者 | 山野井 恒雄 / 山本 拓 |
| 資本金 | 80百万円 | 従業員数 | 240名(関係子会社含む) |
| 沿革 | <p>昭和26年8月 山源興業株式会社設立。東京木場にて製材、加工及び、木材の売買を開始。</p> <p>昭和31年12月 日本ノボパン工業株式会社を設立する。</p> <p>昭和57年4月 大阪工場、五條工場を設置し、木工、紙加工品事業及び山林、チップ事業。</p> <p>昭和58年6月 業務拡大に伴い社名を「株式会社ヤマゲン」に改称する。 住宅都市整備公団、造園材防腐木材指定工場の認定を受ける。</p> <p>平成2年4月 防虫、防腐、建材、木構等、東京の木材関連部門を「株式会社ヤノテック」とし、分離独立させる。</p> <p>平成4年4月 大阪の建材部門を「株式会社ヤノベース」とし、分離独立させる。</p> <p>平成6年7月 「パネックス株式会社」を設立し、「株式会社ヤノテック」の業務を吸収する。</p> <p>平成11年6月 茨城県より「産業廃棄物(木くず)中間処理業」の認可を取得し、 「つくばウッド・リサイクルセンター」として本格的に稼働する。</p> <p>平成15年9月 木くず「一般廃棄物処理施設許可」を茨城県にて取得。</p> | | |
| 事業概要 | <p><環境事業></p> <p>・リサイクル事業 : 木材リサイクル ・山林事業 : 山林管理・植林事業</p> <p>・その他環境事業 : 家具製品製造/販売(リサイクル保証付き家具製品製造/販売)</p> <p>環境ビジネスコンサルタント(環境ビジネスの創造・立上げと特許化)</p> <p>自然水販売事業/温泉事業/エコツアー企画</p> <p><不動産賃貸事業> <メセナ事業></p> <p><関係子会社運営> :</p> <p>日本ノボパン工業株式会社・・・パーティクルボードの製造販売</p> <p>パネックス株式会社・・・パーティクルボードの加工・配送及び木材チップの運搬</p> <p>株式会社ヤノベース・・・各種複合建材の製造販売及びその他建材の二次加工</p> <p>YANOS TRADING PTE.,LTD.・・・木材チップの製造販売</p> | | |
| 環境に関する活動実績 | <p>・設立～現在 所有山林(和歌山県・奈良県に凡そ1500ha)の植林と伐採活動を行ってきたが、近年、伐採活動は不採算であるため、現在は専ら間伐を中心とした山林維持活動のみ。</p> <p>・昭和31年～ 木材製材加工に伴い排出する木くずの有効活用のため、日本ノボパン工業株式会社を設立し、廃材利用のパーティクルボード製造販売を開始。(現在に至るまで、原材料のリサイクルチップ材を日本ノボパンへ供給。)</p> <p>・昭和51年～平成2年 木材の高度利用を目指して防腐・防虫事業を行う。しかし処理の薬剤が有害である事から防腐防虫事業より撤退。廃木材リサイクル事業に専ずる。</p> <p>・昭和53年～昭和63年 東京都江東区にて廃木材処理工場を運営(63年に土地賃貸契約終了により中止)</p> <p>・昭和61年 シンガポール政府の依頼により、シンガポールの街路樹剪定の廃材を有効利用するため、現地に再生チップ工場(ヤノックス:現在はヤノストレージング)を設立し現地廃材を関係子会社の日本ノボパン工業(株)へ原料として供給。</p> <p>・平成10年 廃木材チップを精選しリサイクルチップ生産を行うつくば工場を開設。</p> <p>・平成11年～ 茨城県より「産業廃棄物(木くず)中間処理業」の認可を取得。 年間約7万トンの廃木材をリサイクルし、原料チップとして日本ノボパン工業つくば工場へ供給。</p> <p>・平成13年～ 木材リサイクルを中心としたビジネスモデルの特許化と実用化を行ない、リサイクル保証を前提とした循環利用可能な家具製品(Recoシリーズ・FReGシリーズ)を販売開始。設計/製造/販売/使用/廃棄の全ての段階でリサイクルを考える家具製品の実現。</p> | | |

売上高(平成14年度) 9,936百万円(グループ企業合算)

(1,148百万円 ヤマゲン単体)

政策のテーマ

幅広い環境負荷低減活動の活性化と
 具体的成果を上げる為の新たな仕組み作り

政策の分野

- ・ 持続可能な循環型社会の構築
- ・ 地球温暖化の防止
- ・ 社会経済のグリーン化
- ・ 環境パートナーシップ

政策の手段

- ・ 調査研究・技術開発・技術革新
- ・ 環境教育・学習の推進
- ・ 組織・活動
- ・ 地域活性化と雇用
- ・ 情報管理、情報の開示と提供
- ・ 国民の参加促進

団体名：株式会社ヤマゲン

担当者名：山野井・山本

政策の目的

市民や中小企業における環境意識を高揚させ、個々に行う環境負荷低減活動(省エネ活動など)を活性化させる。
 更に、その個々の環境負荷削減分を正確に把握(CO2削減等の具体的数値化)し取りまとめる事で、将来の排出権取引や国・自治体・企業などの削減義務達成に貢献する事も可能とする。

背景および現状の問題点

環境問題への取り組みは、国民または地球レベルの市民全てが積極的に行うべき問題である。京都議定書以降議論されている排出権取引や炭素税の導入検討など、国・自治体・大企業レベルでの環境負荷低減活動と経済活動の融合化を目指した仕組みについては準備が始められている。しかしながら、市民や我が国の大半を占める中小企業における個々の削減活動については、エコ活動の推奨や提言はされているものの、生活者のライフスタイルの中に浸透しているとは言い難い。これは、小規模での削減努力に対するメリットを明確にする仕組みが無い為であり、具体的に市民や軒数の多い中小企業が削減努力を行って効果を達成するためには、これまでに無い新たな仕組みが必要となる。

政策の概要

本政策提言のエコスパート(仮称)構想は、市民や中小企業が集まって削減努力をし、その削減達成分を総合して大きな結果とさせる為の仕組みである。

この環境負荷削減活動(代表的にはCO2の削減活動)の成果を出した市民や中小企業へ、その努力に応じた報奨を提供するプロジェクトを構築する。こうしたプロジェクトへの参加者は、義務感や強制的な動機付けでなく、エコライフを楽しみながら送ることで、削減活動、環境負荷低減を能動的・継続的に行える。

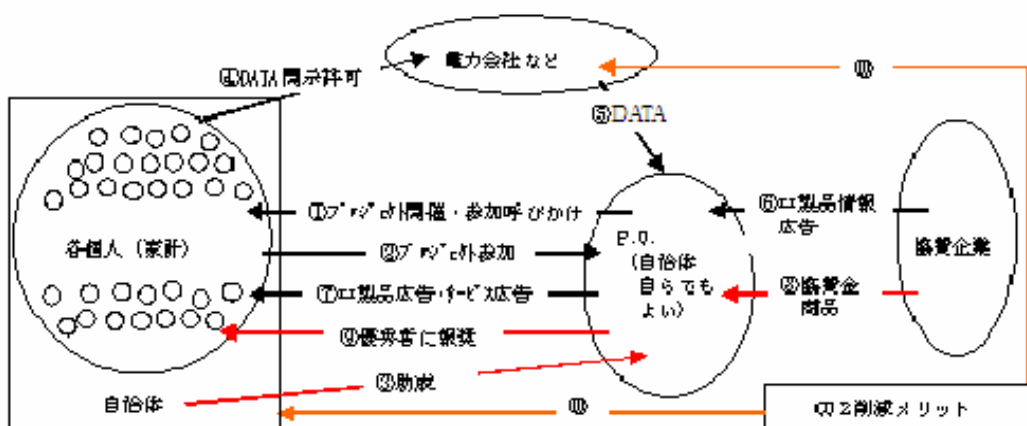
このプロジェクトとは、例えば自治体が主体者(プロジェクトオーナー)となって、市民に対して対象とするエネルギー使用の削減努力を一定期間に行う事を呼び掛け参加者を募る。プロジェクトオーナーは、各参加者の過去の使用量と削減努力を開始(プロジェクト参加)した後の使用エネルギー量をデータとして比較し、優秀な成果を出した参加者を報奨する事で参加者の活動を支援・奨励する一方、各成果のデータを集計し、大きな成果として公表することができる。

ここ数年急速に普及したインターネットやIT技術を利用し、個々のデータを正確に把握して利用することが可能である。(ビジネスモデル特許出願済み)

また他の自治体や民間企業が立ち上げたプロジェクトと相互に情報を交換し、地域における環境への取り組みや、地域から生まれた環境製品の紹介、広告を行って、地域の環境活動、環境関連産業の活性化を図ることも可能となる。結果として集まった削減分は正確な数値データとして蓄積されているので、国際基準を満たした監査に適合し、将来の排出権取引に利用できる可能性もある。仮に排出権取引に使用されないとしても、その効果の削減分は環境負荷低減に貢献するもので、この仕組みを有効に機能させる事は重要である。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）
プロジェクト実施例（ある自治体における電力削減プロジェクト）

- ・例えば、ある自治体がその属する市民を参加対象とし消費電力削減を目指すプロジェクトを立上げ、参加者を集める。（ ・ ）また自治体より本プロジェクト実施の為に助成をうける。（ ）
 - ・当該自治体、あるいは指定するプロジェクトオーナーは、参加する市民（基本的に自主参加）の消費電気を把握するために、供給元の電力会社と個々参加者の開示の同意を得て（必要に応じて守秘義務契約やデータ保護の対策を行う）過去の消費量データとプロジェクト開始後のデータを入手する。（ ・ ）
 - ・削減期間を設定し、参加者が削減活動をスタートさせる。
 - ・本プロジェクトの参加者はインターネットを介していつでも次の情報を得ることが出来る。
 - A) 自身の削減努力の成果（消費電力削減量）
 - B) プロジェクトオーナーからの削減活動に関するアドバイス
 - C) プロジェクト内における自身の削減度合順位
 - D) 電力消費量削減に有効なエコ製品に関する情報
 - E) 自治体や企業による環境活動の取り組み情報
 - F) エコ関連のイベント、展示会、基金による情報
- プロジェクトによっては、上記情報を定期的に参加者へ電子メールにて配信することもできる。
- ・上記D～Fの情報は本プロジェクトの協賛企業から提供され、プロジェクトはその情報を掲載・配信する見返りとして、それら企業から協賛金や商品等の提供を受ける。協賛企業は、エコ活動に積極的、または関心を持ち始めた生活者に対しエコ製品を広告するという利益を享受する。（ ・ ・ ）
 - ・また協賛企業は、製品を製造販売する企業だけでなく、商品やサービスを提供する地域商店街等の地元企業・組織も対象とし、地域経済の活性化を図る事も可能である。
 - ・プロジェクトの期間が終了したら、削減の効果を集計し、その結果を参加者毎にランキングする。ランキングに基づき、効果をあげた参加者への報奨を与える。（ ）
 - ・削減量の総合量を、プロジェクトオーナー、協賛企業、電力供給者は監査の上で排出権として公表、また場合によって排出権取引として利益を得る。（ ）



本例では電力削減を例としたが、消費量（削減量）のデータが正確に計れるものであれば、どのようなものであっても可能である（ガス消費など）。例えば、将来的に普及が予測されているIT家電、IT自動車など、消費エネルギーが個々に計測されて実績が記録される様な商品を対象に、同様のプロジェクトを行う事ができる。

また本例では自治体が主体となっているが、主体がエコ製品販売拡大を目指す企業であっても良いし対象も市民でなく中小企業に絞った形式でプロジェクトを立上げる事も可能である。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- ・プロジェクト遂行の基礎となる情報システム／データベース／HPの構築・運営
：（株）ヤマゲン及び協力会社数社（予定）
- ・プロジェクト主体（プロジェクトオーナー）
： 政府 / 自治体 / 民間企業 / NPO・・・個々のプロジェクトにより異なる
- ・プロジェクト参加者
： プロジェクトの内容に応じ、市民／特定製品ユーザー／企業／自治体など
- ・プロジェクト協力者
： 消費エネルギーデータ供給元（電力会社／ガス会社など）
協賛企業
自治体
環境NPO

政策の実施により期待される効果

- ・環境意識の高揚

本プロジェクトを遂行する事によって、環境意識の低い市民・企業でも環境活動を行って結果を出せば有形無形のメリット（報奨金や賞状など）を得ることができ、参加者間の競争があるためアミューズメント性をもって環境負荷低減活動に参画する事ができる。
- ・エネルギー消費抑制

エネルギー消費抑制は、地球環境の保全に関心の高い高邁な精神を持った一部の市民・企業に支えられてきたが、そうしたささやかな環境活動に、より多くの市民・企業が積極的、且つ継続的に参加できる仕組みを作り上げることによって、より大きな成果を生み出すことができる。
- ・環境負荷低減活動と経済活動の共存的活性化

エコ製品販売やエコ活動サービスの供給拡大を目指す企業にとって、本プロジェクトはエコ活動に関心のある市場への質の高い広告宣伝を行う事ができる。
また、本プロジェクトの様な環境負荷低減活動を支援するという姿勢を企業として社会的にPRする機会となり、削減効果を実データとして把握利用できるので、自らの商品の環境性能を把握し商品開発や技術開発へ役立てることができる。
さらに、削減効果を排出権取引に使用することが可能となれば、個々人の削減努力が具体的な金銭メリットとして創出されることになる。
（尚、排出権取引に関するルールは現在もIPCC等で議論されているが、こうした個々人の削減効果も対象になるように、政府としても働きかける必要があると考える）
- ・地球温暖化防止

プロジェクトの推進の具体的方法として、削減効果を全てCO2換算して表示する事で、参加者や関係者全てが個々人のCO2削減効果だけでなく、プロジェクト全体のCO2削減効果をリアルに把握することが可能となる。結果としての温暖化防止効果とともに、温暖化防止への市民・企業の意識も一層高めることになる。
- ・自治体と市民・企業とのパートナーシップによる関係強化

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 子どもの参画べんきょうかい

| | | | |
|--------------------|--|------------|----------------|
| 所在地 | 〒555-0013 大阪市西淀川区千舟1-1-1 三洋ビル4階 TEL:06-6475-8885 FAX:06-6478-5885 E-mail: ueda@aozora.or.jp | | |
| ホームページ | | | |
| 設立年月 | 2003年 4月 | | |
| 代表者 | 上田 敏幸 | 担当者 | |
| 組織 | スタッフ 名 (内 専従 名) | | |
| | 個人会員 8名 | 法人会員 名 | その他会員(賛助会員等) 名 |
| 設立の経緯 | 地域の財産である子どもたちを地域づくり・環境再生に参画させるための学習・交流・実践の場として設立。 | | |
| 団体の目的 | 地域づくり、環境再生プロジェクトへの子どもの参画をめざした、学習・交流、政策提言活動を推進するとともに、その実践を支える主体形成にとりくむ。 | | |
| 団体の活動プロフィール | 地域づくりや環境再生をめざした自然観察やワークショップに、子どもたちとともに参加。子どもたちの目の高さ、感性を重視した政策・提言活動を展開。大阪西淀川区を南北に貫く大野川緑陰道路の改良、改善や淀川と神崎川に挟まれた矢倉海岸の将来計画を提案した。 | | |

活動事業費(平成14年度) 円

政策のテーマ

干潟の保全・再生による循環型地域社会の構築

政策の分野

- ・ 自然環境の保全・再生

政策の手段

団体名：子どもの参画べんきょうかい

担当者名：上田敏幸

政策の目的

神崎川河口域干潟の保全

淀川河口域の干潟再生プログラムの作成

市民・行政・企業によるパートナーシップ型事業推進システムの構築

背景および現状の問題点

淀川と神崎川に挟まれた矢倉海岸で最近、カニの希少種・ハクセンシオマネキの生息が確認された。ハクセンシオマネキのいる神崎川河口域には、小さいながらも豊かな生態系を持つ干潟が形成されており、カワサンショガイをはじめ汽水域独特の生きものが数多く生息している。この干潟は鳥たちにとっても貴重な存在で、冬にはガン・カモ類の集団渡来地となり、春にはシギ、チドリ類の飛来地となっている。陸上ではコアジサシの営巣も確認されている。

同海岸の大半は大阪市が公共事業用地(16.6ha)として取得、すでに先端部分2.4haは、公園として整備、市民に利用されている。大阪市はここに下水処理場施設(当面は雨水、将来は汚水も含む高度処理)の建設を予定(2008=平成20年度着工)している。また対岸の淀川河口域では、国土交通省が干潟の創出・再生を計画しており、事前の調査も始まっている。

この矢倉海岸の開発・事業化にあたっては、保全すべき貴重な環境に配慮しつつ、自然環境を活かした事業展開をすることにより、都市の身近に自然度の高いビオトープをつくることのできる。また、これらの事業をすすめるにあたっては市民参加を貫くことが不可欠である。

政策の概要

干潟および河口域での市民参加による生態系調査、データ整備

水辺、川とのかかわりを中心とした原風景聞き取り調査

ワークショップによる目標の共有化、事業推進を目指す協働テーブルの設置

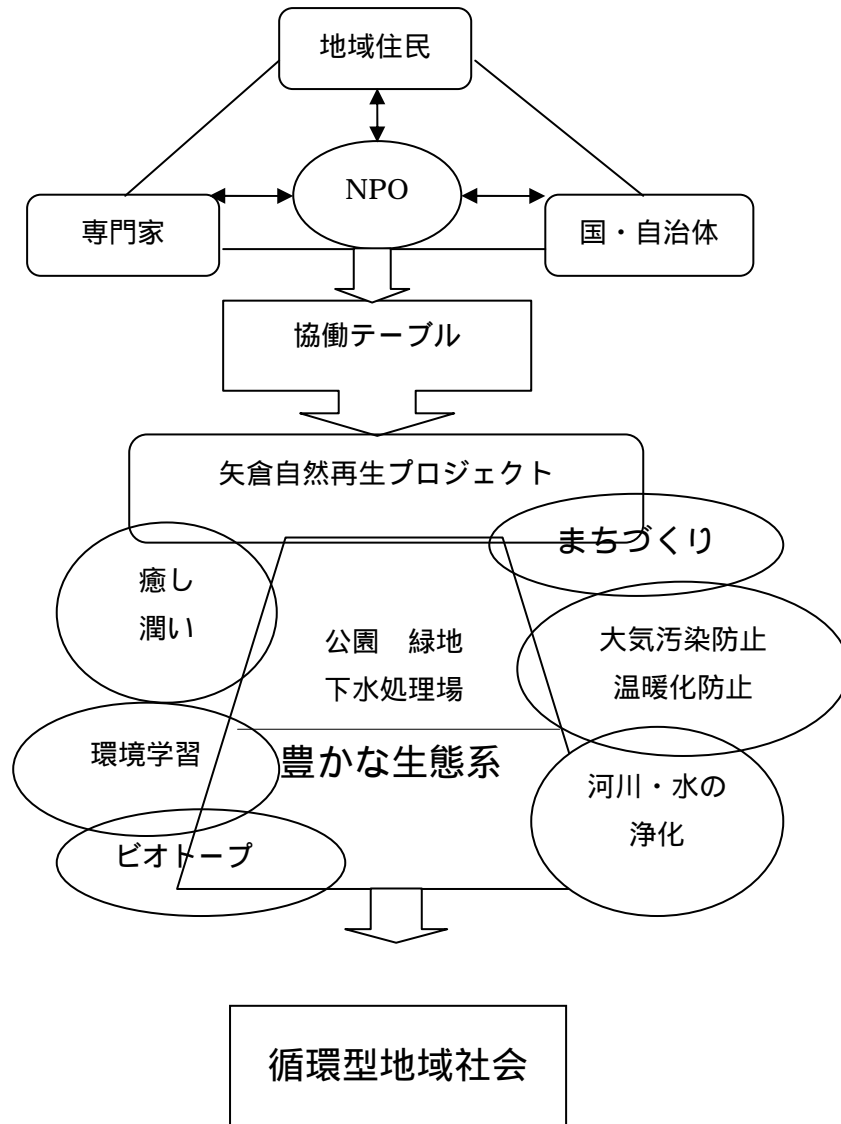
市民・子どもの参加による干潟の調査を通して多様で豊かな生態系を検証、その保全の重要性を実践的に学ぶとともに環境保全の主体形成を図る。

市民の水辺、川とのかかわり、原風景の聞き取り調査を通して再生すべき目標と理念の共有化を図る。これらの取り組みに学校および子どもの参加を促し、世代を越えた共通の目標を探り出す。

地域に関わる行政、企業、町会・自治会、NPOなど異なる主体が目標を共有できる協働テーブルを設置、プロジェクト推進を通して循環型地域社会を支える主体の形成を図る

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）
 河口域に残された干潟の生物多様性の検証（環境マップの作成）、保全・再生プログラムの提案

聞き取り調査による環境再生の理念と目標の共有、世代間交流および環境教育の推進
 パートナーシップによる循環型地域社会を支えるシステムの必要性とNPOの役割



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

政策の実施により期待される効果

市民・子どもの参加による調査活動やワークショップなどを通じた活動は、日本の環境が本来有する環境と生物の多様性に気づかせるとともに、その保全・再生の重要性を広くかつ具体的に認識させる。同時に環境にダメージを与えないライフスタイル、持続可能な地域社会を実現するための市民の責務と役割について考える場を提供することができる。

地域に関わる異なる主体が共通の目標のもとに協働テーブルにつきプロジェクトの推進を図ることは、縦割り行政の弊害の解消、市民合意の形成に寄与するとともに、地域社会を構成する各主体の社会的責任と果たすべき役割を自覚させる。

その他・特記事項

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 **東京環境カウンセラー団体連合会**

| | | | |
|--------------------|---|------------|-------|
| 所在地 | 〒166-0015 杉並区成田東 4-3-31-402 (松木方) TEL: 03-3392-0669 FAX: 03-3392-0669 E-mail: shmatsuki@nifty.com | | |
| ホームページ | http://ecolnet.org/ec/index.htm | | |
| 設立年月 | 平成 11 年 10 月 1 日 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日 | | |
| 代表者 | 鈴木 富雄 (会長) | 担当者 | 利根川 瑛 |
| 組織 | スタッフ 4 名 (内 専従 0 名) ----- 個人会員 130 名 法人会員 0 名 その他会員 (賛助会員等) 0 名 | | |
| 設立の経緯 | 東京地区の環境カウンセラーから成る下記 4 団体の上部団体として発足。 * NPO 法人武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会 * NPO 法人杉並環境カウンセラー協議会 * NPO 法人東京城南環境カウンセラー協議会 * 東京城北環境カウンセラー協議会 | | |
| 団体の目的 | 各地域の協議会は次のような活動を行っている。 1) 環境問題に関する情報収集、調査、研究 2) 地域の自治体、事業者等への、環境保全活動支援 3) 一般市民、学校等への環境教育支援 4) 環境関連公益法人等、と共同で実施する環境保全対策の推進 本団体連合会の目的はこれら協議会相互の情報の交換と 4) 項に掲げるように東京地区として活動を広げ、共同で取組む環境保全活動を推進することにある。 | | |
| 団体の活動プロフィール | 団体全体として取り組んでいるイベントとしては、年に 1 ~ 2 回国内外の権威を招いて環境に関する講演会を盛大に開催している。 日常の活動としては 4 つの専門委員会 (環境教育、環境マネジメント、化学物質、循環型社会) があり、会員はそれぞれ得意とする分野の専門委員会に所属し活動している。H14 年度の活動としては、環境教育指導者養成セミナー (環境教育専門委) 東京都清掃工場 & 埋立処分場の見学会 (循環型社会専門委) 新エコアクション 2.1 説明会、新エコアクション 2.1 に関する環境省との意見交換 (環境マネジメント専門委) などがある。 今回の提言は循環型社会専門委員会で検討した内容である。 | | |

活動事業費 (平成14年度) 400,000円

政策のテーマ

一般市民及び中小企業に対する
環境保全のための意欲増進と環境活動の推進

政策の分野

- ・ 環境保全活動推進のための仕組み作り

政策の手段

- ・ 環境情報の収集と整理
- ・ 情報の提供とネットワーキング
- ・ 国民の参加促進

団体名：東京環境カウンセラー団体連合会

担当者名：利根川 瑛

政策の目的

一般市民や中小企業が、国として目指す方向に実効のあがる環境活動を行えるための仕組みを構築する。

背景および現状の問題点

一般市民が自分たちで活動テーマを取り決めて、自主的に取り組んでいるものには、意欲的に活動し、大きな成果をあげているものが数多く存在する。反面「持続可能な循環型社会の構築」や「地球温暖化の防止」と言った国として取り上げた方向に向かって全体として取り組んでいるテーマについては、一般市民や中小企業の活動は不十分である。例えば温暖化ガス排出量について言えば、現状は産業部門が1990年比-5.1%と削減しているのに対し、業務その他部門、家庭部門はそれぞれ+20.6%、+19.4%と逆に増加している。これは一般市民や中小企業が組織立った活動を行う仕組みが未だ確立していないからである。このことにある程度気付いている者もいるが、関連する分野が多く、膨大且つ複雑なため、これまで取組めなかったのが実状であろう。しかしながらこれは環境行政において、重要な問題であり、出来るところからでも取組んで行かなければならないと考える。

政策の概要

この問題を解決するためには、環境に関する各種の情報や国、関係省庁の方針を分かり易くタイムリーに一般市民や中小企業関係者に提供し、環境保全に対する意識の醸成と環境活動に対する動機付けを行う必要がある。このプロセスの中で次の3つの項目が重要である。

1) 情報の内容と提供する手段

どのような内容を、どのような手段で、提供するかを決める必要がある。

- *まずその「内容の決定」であるが、一つの課題に対してどのような情報の組合せで提供するのが重要で、決定に当っては次のような点を考慮する必要がある（話を分かり易くするため「温暖化対策」を例にして述べる）。

省庁から発行される資料のように簡潔に必要な事項のみを述べるのではなく、背景、解説を加えた分かり易い内容にする。

「省エネ」とか「CO₂削減」といった直接関係する内容のものだけでなく、「科学と技術」と言った視点など、広く関連する内容を提供する（例えば気象現象として扱う温暖化、スーパーコンピューターによるシミュレーション技術、CO₂の固定など）。

自然エネルギー、バイオマス、燃料電池、水素など代替エネルギーについての情報も提供する。

化石燃料、天然ガス、原子力など現在使用されているエネルギー資源についての情報も提供する。

政府が取組もうとしている内容（例えば「バイオマスニッポン総合戦略」、「温暖化対策税」、「RPS法」など）を背景なども含めて提供する。

循環型社会とその4つの要素（エネルギー、廃棄物、ライフスタイル、新ビジネス）について考える場を提供する。

提供するメニューは固定的なものではなく、状況により内容を変更修正する。

*次に情報を提供する方法であるが、内容により資料の配布で済ませる方法、講演会、勉強会、相談会を開催する方法、見学会、体験会などを開催する方法、を適宜選択する必要がある。

2) 伝達対象者の選定と伝達方法

中小企業関係者及び一般市民の対象者をどう選定し、その対象者とどうコミュニケーションをはかっていくかが、次に問題となる。

中小企業関係者に対して地域自治体の産業振興部門、地方商工会議所、地元中小企業組合を通じた組織体制が可能だと考える。

一般市民へのアプローチはかなり難しく、体制の確立には努力が必要だと思われる。地方自治体の環境部門から核となる市民を介して一般市民にアプローチするのが得策と考えるが、核となる市民の形成は、これら一連の活動を通して徐々に行うのが自然であろう。この核となる市民を中心とした市民集団の形成が市民活動の鍵となる。

3) 管理・運用体制の確立

1) 2) の内容を中心に管理・運用する体制が必要になる。関係する主体が連携をとり、この体制が円滑に機能するように調整・推進する必要がある。

関係する主体と主たる役目は下記の通りである。

環境省（環境パートナーシップオフィス、関東地区環境対策調査官事務所）

総合計画、事業費の確保など

地域コーディネーター役NGO/NPO（単独または複数連合）

コーディネート、提供するメニューの決定、講師の選定など

地方自治体環境部門/産業振興部門

伝達対象者と伝達方法の決定、場所の確保など

地方商工会議所

伝達対象者と伝達方法の決定、場所の確保など

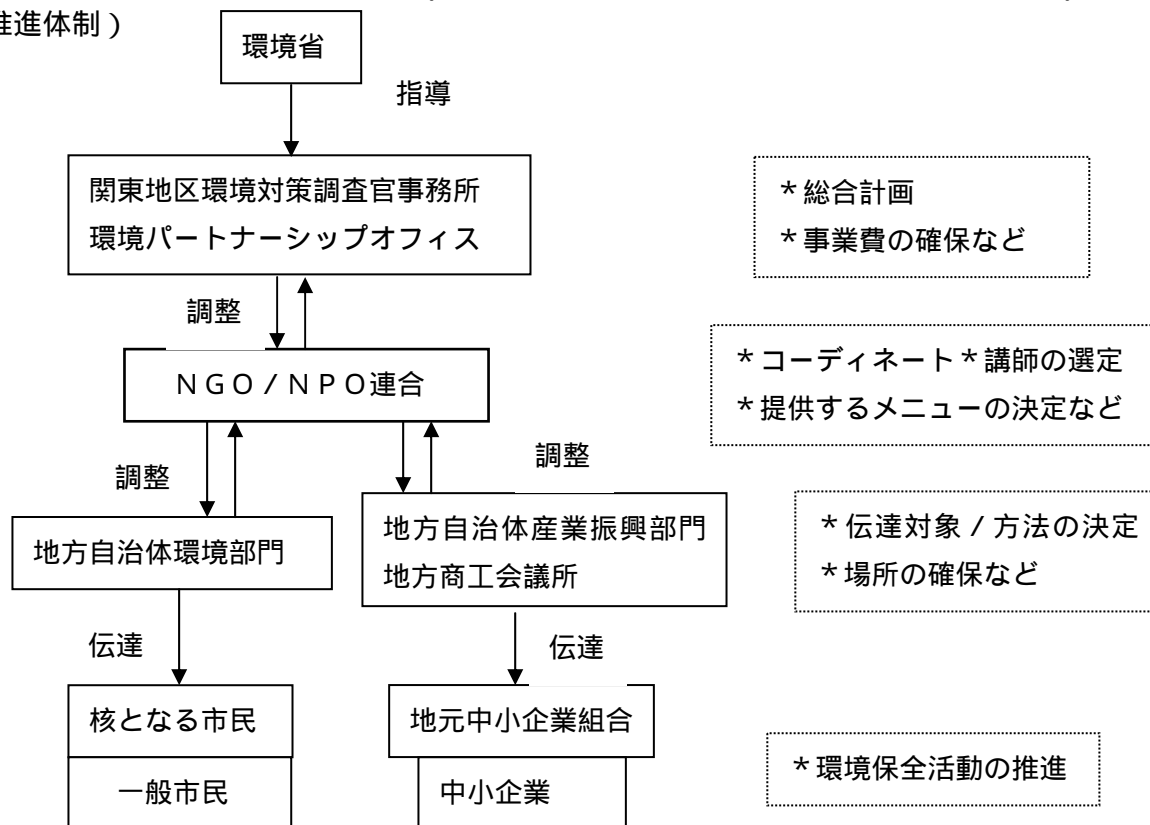
地元中小企業組合

中小企業の取りまとめ

核となる市民

市民の取りまとめ役

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）
（推進体制）



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- 1) 地域のNGO/NPO（単独または複数連合）がコーディネーター役を務める。
- 2) 次の主体と連携をとって推進する。
 - * 環境パートナーシップオフィス
 - * 関東地区環境対策調査官事務所
 - * 地方自治体環境部門 / 産業振興部門
 - * 地方商工会議所
- 3) 環境省の指導を受ける。

政策の実施により期待される効果

このような取組を実施すれば直ぐに意図する効果が表れるのは難しいと思うが、徐々に環の国の目指す方向と環境の重要性を理解し、世界一流のモラルと行動力を持った集団に成長することが期待できる。また国の行う各種の施策に対しても多くの成果が期待できる。

その他・特記事項

本提言を実施する場合、いきなり全面的に展開するのは難しい。まず東京都とか大田区と言ったように狭い地域を絞って、トライアルという形で行うのがやり易いと思う。

出来ればこのトライアルは、提案者が所属する東京地区で地域コーディネーター役NGO/NPOを務めながら実施できればと考える。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 **エコ・シビルエンジニアリング研究会 市民環境村塾**

| | | | |
|-------------|---|-----|-------|
| 所在地 | 〒 113-0033 東京都文京区本郷 4-25-8 猪尾ビル 6階 TEL 03-3814-5234 FAX 03-3814-5234 E-mail: info@eco-civil-e.jp | | |
| ホームページ | | | |
| 設立年月 | 2002年 9月 *認証年月日(法人団体のみ) 年 月 日 | | |
| 代表者 | 柳田 吉彦 | 担当者 | 柳田 吉彦 |
| 組織 | スタッフ 10名(内専従 1名) 個人会員 35名 法人会員 名 その他会員(賛助会員等) 4名 | | |
| 設立の経緯 | 工学院大学専門学校土木科の講師を中心に有志が集まり、環境問題の解決に向けて力を合わせ、自らも学びつつ、出来ることから社会貢献することを目的として、設立しました。エコ・シビルエンジニアリングという名称は、「環境に配慮した土木技術、広く市民生活技術を学び、その環境的な展開を目指すことにより、何らかの社会貢献をしたい」という意味を込めたものです。今後さまざまな分野から、この趣旨に賛同されるみなさんに参加をいただき“自らも学び、社会に貢献する活動団体へ”との思いを強めています。 | | |
| 団体の目的 | <p>さまざまな分野において、環境問題に関心がある人たち、環境問題に取り組む意識や意欲の高い人たち、さまざまな技術を持った人たちが集まり、お互いの学習の場として研究を重ね、さらに環境問題の解決に関し幅広く専門的な知識を得ながら、共有化していきます。</p> <p>多くの人材と、それぞれの専門的知識やノウハウを活用して、あらゆる環境問題に対し具体的な解決策を企画、提案していきます。さらに具体的な計画を実践に移していきます。</p> <p>実践に関しては、次のような視点をもって行います。</p> <p>環境問題に関して、さまざまな知識や技術の修得、解決策実行のためのノウハウを持った人材を養成していきます。</p> <p>実践活動をより活発に、より効果的に行うために、小中学校、高等学校、専門学校、大学などの教育機関や研究機関、ボランティア団体、行政機関、企業などと連携していきます。とくに地域の問題に関しては、そこに住み暮らしている市民の視点を大切にしたいと思っています。</p> <p>広報活動として、機関誌やホームページによる情報提供、わかりやすい入門書等の作成なども行っていきたいと考えています。</p> | | |
| 団体の活動プロフィール | <p>稲城市の“大丸用水”見学(2002.09.14.)</p> <p>国立環境研究所見学と温暖化対策専門家による講演(2003.01.17.)</p> <p>2003環境シンポジウム in 稲城への参加(2003.02.09.)</p> <p>波崎の風力発電所、伊能忠敬生家の見学(2003.05.10~11.)</p> <p>WWFジャパン(世界自然保護基金日本支部)の見学(2003.05.22.)</p> <p>講演会『東京の魅力空間=公園』開催(2003.06.22.)</p> <p>講演会:環境省担当者に聞く「地球温暖化対策」(2003.07.21.)</p> <p>講演会『第2回東京の魅力空間=公園』小石川後樂園にて開催(2003.09.21.)</p> | | |

活動事業費(平成14年度)600,000円

政策の分野

- ・ 持続可能な循環型社会の構築
- ・ 自然環境の保全
- ・ 空気・水・土の保全

政策の手段

- ・ 施設等整備
- ・ 調査研究、技術開発、技術革新
- ・ 情報管理、情報の開示と提供

団体名：エコ・シビルエンジニアリング研究会

担当者名：佐々木 慶三

政策の目的

山小屋は他からのエネルギーや資源の供給が制限されるなど、一つの極限状況におかれた場所といえる。持続可能な循環型社会を構築するにあたり、これら山小屋に着目しそこでの省エネルギーやリサイクル、排出物の削減について有効な設備や工法、製品の検討と実証を行う。その結果を、同様な環境である山村や島嶼、都市における公園などに応用する。

背景および現状の問題点

山小屋は他からのエネルギーや資源の供給が制限されている。また周辺の自然環境も、おおかたは、極めて優れた、保存すべき状況であるため、有害な物質の排出などがあると、自然環境に致命的な影響を及ぼす可能性が高い。

このように環境圧への許容量が小さいため、都市部などでの生活と比べ、省エネルギーやリサイクル、排出物の削減などが、より厳しく求められるところである。

しかし、山小屋は観光産業の一角として位置づけられることから、観光客に対する利便性の配慮が必要であり、また対費用効果が求められる場所でもる。

このため環境への対応が進んだ山小屋もある一方、必ずしも環境への配慮が一義的に行われているとは限らない。

しかも、山小屋の立地条件上、通信連絡が制限されることから、その実態がどのようなものであるか、全国的、網羅的に把握されていない。

そこで、これらの山小屋での環境対策の実態を把握し、好事例を紹介するとともに、改善すべき点を抽出し、その改善のための具体策の検討と実証試験が望まれるところである。

そして、その結果は山村環境や島嶼環境、孤立しているキャンプ場、公園などの施設での応用が可能である。

政策の概要

山小屋に着目し、そこでのエネルギー、廃棄物、排水などについて実態を知るとともに、省エネルギーやリサイクル、排出物の削減について有効な設備や手法、製品の検討を行い、さらにいくつかの山小屋で実証試験を行う。

ステップ1 アンケート調査と結果の解析

全国の山小屋に対してアンケート調査を行い、省エネルギーやリサイクル、排出物の削減などの環境対策についての実態を把握する。

アンケート結果を解析し、環境対策がうまく行っている事例を紹介する。

一方、対策がうまく行っていない事例を抽出する。

ステップ2 対策の検討

うまく行っていない事例の原因を検討するとともに、対策案を検討する。

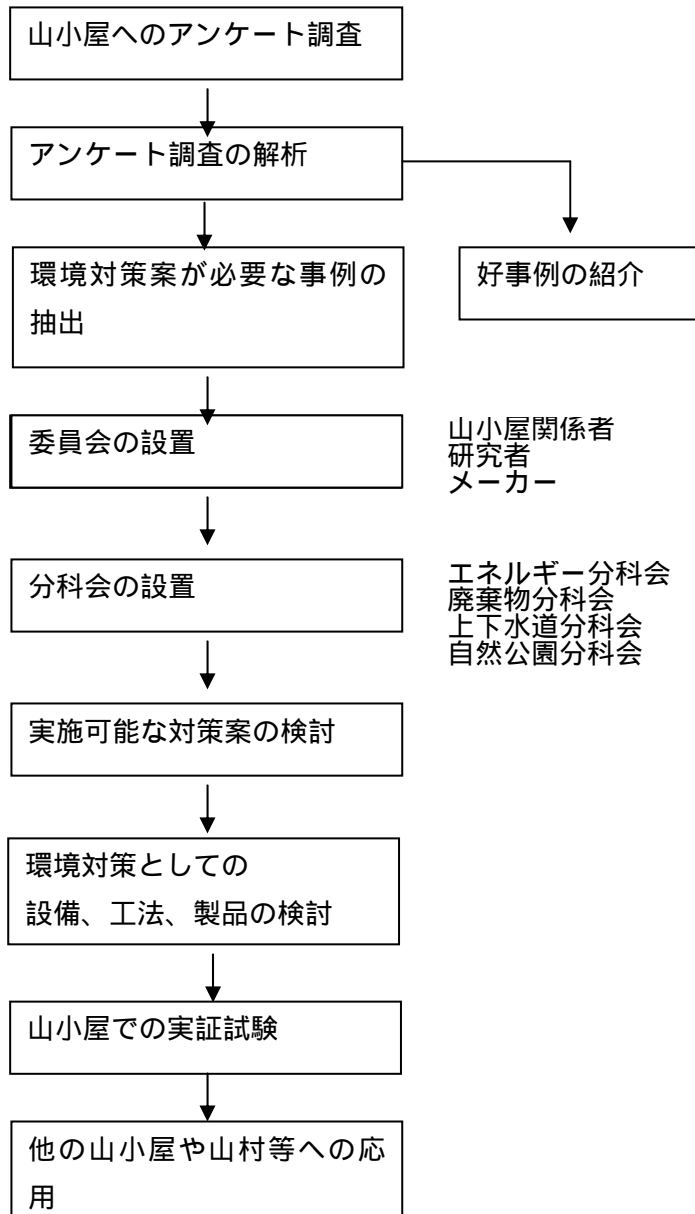
対策として有効な設備や手法、製品を抽出する。

ステップ3 実証試験

山小屋の状況等を考慮して、適当な山小屋を選定し、対策案の実証試験を行う。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）
環境省の担当部署との打ち合わせに基づき、アンケート調査とその回収結果の解析を行う。
環境対策の検討や実証試験については、省エネルギーや廃棄物・排水対策など、多岐にわたることから、専門家やメーカーの協力が不可欠なため、山小屋関係者や研究者、メーカーなどからなる委員会を設置し、討議を通じて作業を進める。エネルギーや廃棄物などテーマごとに分科会を設置する。

フロー



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

当研究会が主体となりアンケート調査から実証試験までを実施するが、対策案の検討以降、実証試験においては、大学等の研究機関、メーカー、企業の研究所等と協力して行っていく。

政策の実施により期待される効果

情報が得にくい山小屋の環境対策の実態が明らかになり、必要かつ効果的な環境対策を経営主体である民間団体や地方自治体に対して提言できる。

極限環境での実証試験は、研究機関や民間企業の技術をより高める効果がある。

実証された環境対策は山村環境や島嶼環境、孤立しているキャンプ場、公園などの施設での応用が可能である。

現在ゴミ問題で世界遺産に登録されないでいる富士山の美化にも資する。

その他・特記事項

山小屋で検討すべき環境対策の分類

エネルギー

小型風力発電、太陽光発電、バイオマスエネルギー

廃棄物

堆肥製造機、焼却炉、炭化装置

上下水道

浄水装置、節水装置、浄化装置、洗剤

自然公園

動植物・土壌への影響

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 財団法人 地球・人間環境フォーラム

| | | | |
|-----------------|--|--------|------------------|
| 所在地 | 〒106-0041 東京都港区麻布台1丁目9番7号 飯倉ビル3階 TEL:03-5561-9735 FAX:03-5561-9737 E-mail: AEK06375@nifty.com | | |
| ホームページ | http://www.gef.or.jp | | |
| 設立年月 | 1990年5月 * 認証年月日(法人団体のみ) 1990年5月8日 | | |
| 代表者 | 岡崎 洋 | 担当者 | 中村 洋 |
| 組織 | スタッフ 45名(内専従 45名) | | |
| | 個人会員 名 | 法人会員 名 | その他会員(賛助会員等) 70名 |
| 設立の経緯 | 1980年代に、当時国立公害研究所の近藤次郎所長と岡崎洋環境庁事務次官の間で、地球環境問題に対応できる財団の必要性について話し合わせ、国立公害研究所の研究成果を広く社会にPRするとともに、地球環境問題の科学的調査・研究業務を遂行するために設立された。 | | |
| 団体の目的 | 地球環境問題の調査・研究と普及・啓発。 | | |
| 団体の活動 プロフィール | <ul style="list-style-type: none"> ・ 数値目標と達成期限を定めて環境関連活動を行う自治体のネットワーク組織である持続可能な都市のための20%クラブの運営 ・ 持続可能な地域づくりにむけたローカルアジェンダの策定マニュアルや策定状況調査、タイや韓国でのローカルアジェンダの普及事業などの実施 ・ 月刊誌・グローバルネットの発行等による地球環境問題の普及・啓発活動 ・ 国立環境研究所の地球温暖化問題に関する各種調査・研究業務のサポート ・ 砂漠化、森林、温暖化、生物多様性の減少などの国際的動向に関する調査・支援 | | |

活動事業費(平成14年度) 6億円

政策のテーマ ローカル社会システムの導入による脱温暖化地域づくり

政策の分野

- ・ 持続可能な循環型社会の構築
- ・ 地球温暖化の防止

団体名：(財)地球・人間環境フォーラム

担当者名：中村 洋

政策の手段

- ・ 地域活性化と雇用
- ・ 国民の参加促進

政策の目的

地域における温暖化対策を進めるためには地域住民の幅広い参加が不可欠である。そのためには、環境意識や特定の個人による経済的・機会的負担に頼った活動も重要であるが、自然エネルギーの導入や省エネルギー活動に対するインセンティブを生み出すことにより、環境への意識がありながら活動の場がない人や環境への意識の高くない人などの参加を促進し、地域全体で温暖化対策に取り組むことができるような地域的な仕組みが必要である(このような地域の脱温暖化活動に参加することに対してインセンティブを与える仕組みを「ローカル社会システム」と呼ぶ)。

本提案では、このようなローカル社会システムの調査・検討ならびに、各地での導入を支援することにより、温暖化防止にむけた地域におけるアクションを実際に起こしていくことを目的としている。

背景および現状の問題点

これまで、地域における温暖化対策の一つとして、自然エネルギーの導入により温室効果ガスの削減にむけた取り組みが行われてきた。

しかし、先進的な自治体でさえ、首長の熱意や政府関係機関などの補助金、地域の環境意識の高さ、地域コミュニティのつながりの強さ、特定の個人に頼った活動という側面が強く、そのような人材等が不足している地域には活動が広がらず、また、地域全体が参加した活動にもなりにくかった。

そこで、最近では、より多くの地域住民が自然エネルギーの導入活動に参加しやすいような仕組みをつくり、活動を地域に面的に広げた成功事例が見られるようになってきた。それらの事例で見られる特徴としては、“誰も損をしない”しくみにより、活動を地域に面的に広げるとともに、地域経済へも好循環をもたらしていることが挙げられる。例えば、滋賀県野洲町のように太陽光パネルに市民が寄付をすると1割増しで地域通貨が還元され、地元商店街で使用できるようにすることにより自然エネルギーへの市民の寄付にインセンティブを与えるとともに、地域通貨の使用により地域の商店街も活性化している。

このように、自然エネルギーを地域住民が導入する際の課題(以下)を克服するために、“誰も損をしない”仕組みを地域で構築し、“誰もが参加できる・したくなる”ようなインセンティブを与えることにより、自然エネルギーの導入を地域に面的に広げることが可能である。

課題 導入時の金銭的な負担が大きいこと

課題 費用の回収期間が長いこと

課題 設置場所が限られること(太陽光パネルの場合には、一戸建てを所有していないと調整などが面倒であるなど)

しかし、ローカル社会システムを導入している先進事例においても、課題が浮き彫りになり始めていることから、課題の整理・共有および向上に向けた解決策を考える時期に来ている。

省エネルギー活動についても、テレビや新聞などのマスメディアからの情報発信や日本各地でのシンポジウムなどでの呼びかけ、NGO/NPOによる地域での普及・啓発活動にもかかわらず、地域的な広がりを見せた例は少なく、数値的な成果を挙げたものはわずかである。

また、環境家計簿など家庭で省エネ活動に取り組むためのツールは整備されているが、それに取り組むためのノウハウが各家庭に行き届いているとは言いがたく、金銭的なインセンティブもないことから省エネ活動が地域に面的に広がっていない。このように従来のような情報普及活動による省エネ活動が成果をあげにくかった要因として以下の点があげられる。

課題 特定の団体または個人による活動に頼ってきた面が大きいため、地域全体をカバーできていなかったこと

課題 省エネルギー活動に対するインセンティブがないこと

課題 省エネルギーに関する知識が地域内でも不均一であること

さらに、日本各地で活動を地域に面的に広げること成功した事例が見られるようになったにもかかわらず、他の自治体での導入にむけた取り組みが遅れている理由の一部として、成功事例を導入する際に、以下のような課題があるためと考えられる。

課題 成功事例の背景にある社会・文化・経済背景が分からないこと

課題 成功事例を導入するとした場合、地域にあるものやないものが分からないこと

課題 地域で行動する際に不可欠な地域団体のキャパシティが不足していること

【プロジェクトの必要性】

上記のような課題から、地域における温暖化対策としての自然エネルギーの導入や省エネルギー活動の推進にむけた取り組みは遅れ、意識の高さや個人の負担に頼る側面が大きかった従来の活動手法には、活動を面的に広げるという点では限界も見え始めてきている。

そのため、地域住民の幅広い活動を促進し、地域の経済システムを活性化するような、地域における環境と経済の好循環を生み出すようなローカル社会システムが必要とされている。

当財団が実施したローカル社会システムの予備的調査では、候補として考えられる先進事例の長所・短所は、それぞれ相互補完的であることから、複合的に実施することにより、課題を克服するだけでなく、相乗効果をもたらす可能性が高い。

また、ローカル社会システムはハード面よりもソフト面での整備を進めるものであり、地域における温暖化対策としては費用対効果が高く、安価に温暖化対策を進めることができることから、地方自治体においても実施しやすいと考えられる。

地方自治体からも、ローカル社会システムを導入することに対する興味は大きいことから、上記～の課題を克服するための調査ならびに情報の普及が必要である。

政策の概要

本提案の政策概要は、大きく分けると以下の3点である。

1. ローカル社会システムの先進事例を他地域で導入するための課題である、成功事例の裏側にある文化的・社会的・人材的情報を調査・検討する
2. ローカル社会システムを地域で導入する際の、計画の作成などのソフト面での支援を行う。なお、結果は導入手順として普及する
3. 導入した、または導入しようとする自治体をネットワーク化し、事業の評価、経験や知見の共有を行い、導入後のフォローアップ及び興味のある自治体、NGO/NPO に情報提供を行う

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

1. 新エネルギーの導入と省エネルギー活動を促進することに成功した事例を、他の地域にも広げることを念頭において、成功事例の裏側にある文化的・社会的・人材的情報の調査・検討

この段階では、新エネルギーの導入・省エネルギー活動促進の両面から温暖化対策を進めるためのローカル社会システムを他の地域に広げること視野に入れ、ベストプラクティスの収集、事例の文化的・社会的・経済的・人材的な検討を専門家および事業実施主体への聞き取り調査を実施することで、他地域で導入するために必要となる背景情報を明確化する。

また、上記調査より、各地での議論のたたき台となる、ローカル社会システム・モデル案（以下、モデル案）を専門家や自治体関係者と協議の上、作成する。

2. ローカル社会システムを地域で導入する際の、実施計画作成などのソフト面での支援を行う。なお、結果は導入手順として普及する

この段階では、ベストプラクティスの調査などから構築したモデル案をもとに、ローカル社会システムを導入する自治体にベストプラクティスの実施担当者や専門家を招聘し、“あるもの探し”を行い、地域で適応するための助言を行う。

この助言とモデル案をもとに、自治体担当者、地域住民、企業関係者などの地域のステークホルダー間の組織（地球温暖化協議会など）と共同で地域に適応させるための地域の実情にあったローカル社会システム適応実施案を作成する。

この実施案に基づき、地域のステークホルダーで構成される団体に適応実験を実施する。

また、地域における実施主体のキャパシティ・ビルディングのために、全国から、地域で活動を行ってきた人々を招聘して、地域における活動の進め方などのキャパシティ・ビルディングを実施する。

この際、自然エネルギーの導入以外の部分では、新たなインフラを導入することはできるだけ避け、既存の設備や組織を利用するように留意する。

そして、その導入結果から、地域の“あるもの探し”やステークホルダー間の意見調整、実際の導入過程の手順、課題、注意点などをまとめ、今後ローカル社会システムを導入したいと考えている地域のための手引きを作成し、広報・普及する。

3. 導入した、または導入しようとする自治体間のネットワークにより、事業の評価、経験や知見の共有を行い、その後のフォローアップと情報提供を実施する

この段階では、ベストプラクティスを実施した自治体や専門家、適応実験を行った自治体ならびに興味をもつ自治体間でネットワークを構築し、温暖化対策を地域に広げるための経験や課題を共有する。この際には、既存の自治体ネットワーク組織である持続可能な都市のための20%クラブを利用する。

政策の実施主体（実施主体の概要は別紙1参照）

長野県飯田市、持続可能な都市のための20%クラブ、（財）地球・人間環境フォーラム

その他にも、地域における自然エネルギーの導入や省エネルギー活動を進めるNGO/NPOや地域での活動を行うNGO/NPOにも参加を呼びかけたいと考えている。

政策の実施により期待される効果

新エネルギーの導入は、参加を促進するための象徴であるとともに、省エネルギー活動ならびに事務局運営費用などを生み出すための手段として利用する。二酸化炭素の削減は、主に省エネルギー活動で実施する。

大木町の大溝小学校における環境教育の取組では、生徒が実際に活動するようなカリキュラムを作成することにより、5年生36人のうち9割が電気消費量を1割以上減らしており、これだけで30kWhの太陽国発電を設置する費用（4500万円）を上回る省エネ効果がある。

また、学校で学んだ省エネの方法を地域に広める仕組みもカリキュラムに組み込まれており、地域にバランスよく存在する学校を利用し、地域に面的に省エネ技術を普及している。

三重県では、各家庭に経済的インセンティブを与えるような政策を実施し、2001年度には5,438世帯（124グループ）が参加し、2002年度には町ぐるみで参加するなど企業、学校などにも活動が広がり、合計23,902世帯（227グループ）が参加した。

ただし、三重県では、地域への省エネ知識の普及が課題とされていることから、大木町のような地域にバランスよく存在する学校により情報普及を行うことにより、さらに効果は高まるものと考えられる。

その他にも、自然エネルギーの導入による効果も含めて、下記のような効果も考えられる。

- ・ 環境と経済の好循環を生み出す仕組みを導入することによる地域活性化
- ・ 太陽光パネルの設置による地域住民、行政担当者、議員、青年会議所などの地域団体などの意識が変わるなどの波及効果
- ・ 持続可能な地域づくりにむけた人的ネットワークの整備

その他・特記事項

作成するモデル案の原案の一つとして（財）地球・人間環境フォーラムにおいて作成した「ローカル社会システム モデル素案（概要版）」（別紙2）を添付する。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 国際環境NGO FoE Japan

| | | | |
|-------------|--|-----|-------|
| 所在地 | 〒171-0031 東京都豊島区目白 3-17-24 2F TEL: 03-3951-1081 FAX: 03-3951-1084 E-mail: info@foejapan.org | | |
| ホームページ | http://www.foejapan.org | | |
| 設立年月 | 1980年 1月 *認証年月日(法人団体のみ) 2001年 11月 | | |
| 代表者 | 岡崎 時春 | 担当者 | 瀬口 亮子 |
| 組織 | スタッフ 15名(内専従 9名) 個人会員 400名 法人会員 名 その他会員(賛助会員等) 名 | | |
| 設立の経緯 | FoE Japanは国際環境保護ネットワーク Friends of the Earthの日本メンバー団体である。1971年に米・欧の組織を中心に作られたこのネットワークには、世界的な環境悪化を背景に発展途上国や旧共産圏からの参加が相次ぎ、「先進国に偏らないネットワーク」となっている。日本では、他のNGOに先駆けて国際的な環境問題に取り組む団体として、1980年1月に設立、2001年11月にNPO法人格を取得した。 | | |
| 団体の目的 | 将来にわたって持続可能で公平な社会の実現 | | |
| 団体の活動プロフィール | <p>FoE Japanは、国際環境団体として、気候変動枠組み条約の締結や、シベリアの森林保護区の制定、国際協力銀行の途上国支援ガイドラインの制定などに、大きな役割を果たしてきた。2002年のヨハネスブルグ・サミットには、代表理事が政府代表団顧問として出席した。</p> <p>2002年度より、「地域」、「生活者」の視点と行動に重点を置き、日本を持続可能な社会にしていく「くらしとまちづくり」プログラムを開始、ごみの発生抑制、自然エネルギーの普及等に取り組む。</p> <p>ごみ問題関係の活動実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファストフード、コーヒーショップチェーン 20社の店内飲食使用容器の調査、本社ヒアリング調査(2002年6~10月) ・ シンポジウム「使い捨てじゃなきゃいけないの?」開催(2002年11月) ・ ファストフード、コーヒーショップチェーンの容器包装に関する消費者アンケート調査(2003年1~4月) ・ 韓国における使い捨て容器削減政策現地調査(2003年5月) ・ 「脱・使い捨て社会に向かう韓国」報告会(2003年7月) ・ 「容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク」に呼びかけ団体として参加(2003年7月~) | | |

活動事業費(平成14年度) 71,251,518円

政策のテーマ

ファストフード業界における脱・使い捨て

政策の分野

- ・ 持続可能な循環型社会の構築
- ・ 社会経済のグリーン化

団体名：国際環境NGO FoE Japan

担当者名： 瀬口 亮子

政策の手段

- ・ 調査研究
- ・ 組織・活動

政策の目的

ファストフードやコーヒーショップチェーンの店内飲食の際に提供される使い捨て容器は、20世紀の遺産である使い捨て文化の象徴的な存在である。

大手ファストフードチェーンが使い捨て容器からリユース容器に移行するためには、企業の自主努力にゆだねるだけでなく、容器のLCA調査、モデル店舗における顧客意識調査等を実施し、得られた情報を業界で共有できる組織作り、また国による消費者へのPRが必要である。社会的影響力の大きいこれらの業界とNGO、国が共同でこれらの施策を行うことにより、法制度改正に先んじて、「発生抑制」を優先した循環型社会を形成する社会経済システムの基盤をつくる。

背景および現状の問題点

当団体は、昨年、国内20社のファストフードおよびコーヒーショップチェーンの店内飲食で使用される容器を調査した。店内飲食に際しては陶器、ガラス等のリユース食器を使用する企業もあるものの、大手チェーンは揃って使い捨て容器を使用しており、循環型社会形成推進基本法で示された「原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制」のための事業者および国の責務が果たされていないと断言がたい。また、近年は、冷たい飲料の容器として紙容器よりさらに環境負荷の高いプラスチック容器が多用され、それが若者のファッションとなっていることも懸念される。

使い捨て容器を使用する企業の多くはその理由に、経済的負担、顧客の要望、科学的根拠(LCA等)の不足を挙げているが、これらは比較調査を実施することにより明確になるはずである。

韓国では、2002年秋に、ファストフードチェーン、コーヒーショップチェーンの主力企業31社が「一回用品(使い捨て品)使用削減のための自発的協約」を環境部(環境省)との間に結び、2003年1月より店内でのリユース容器使用、持ち帰り使い捨て容器へのデポジット制が施行され、ごみの発生抑制に大きな効果を上げている。韓国で業界の中心になっているのは、日本の大手チェーンでもあり、相互情報交換により、日本での調査、組織化は可能であると考えられる。

政策の概要

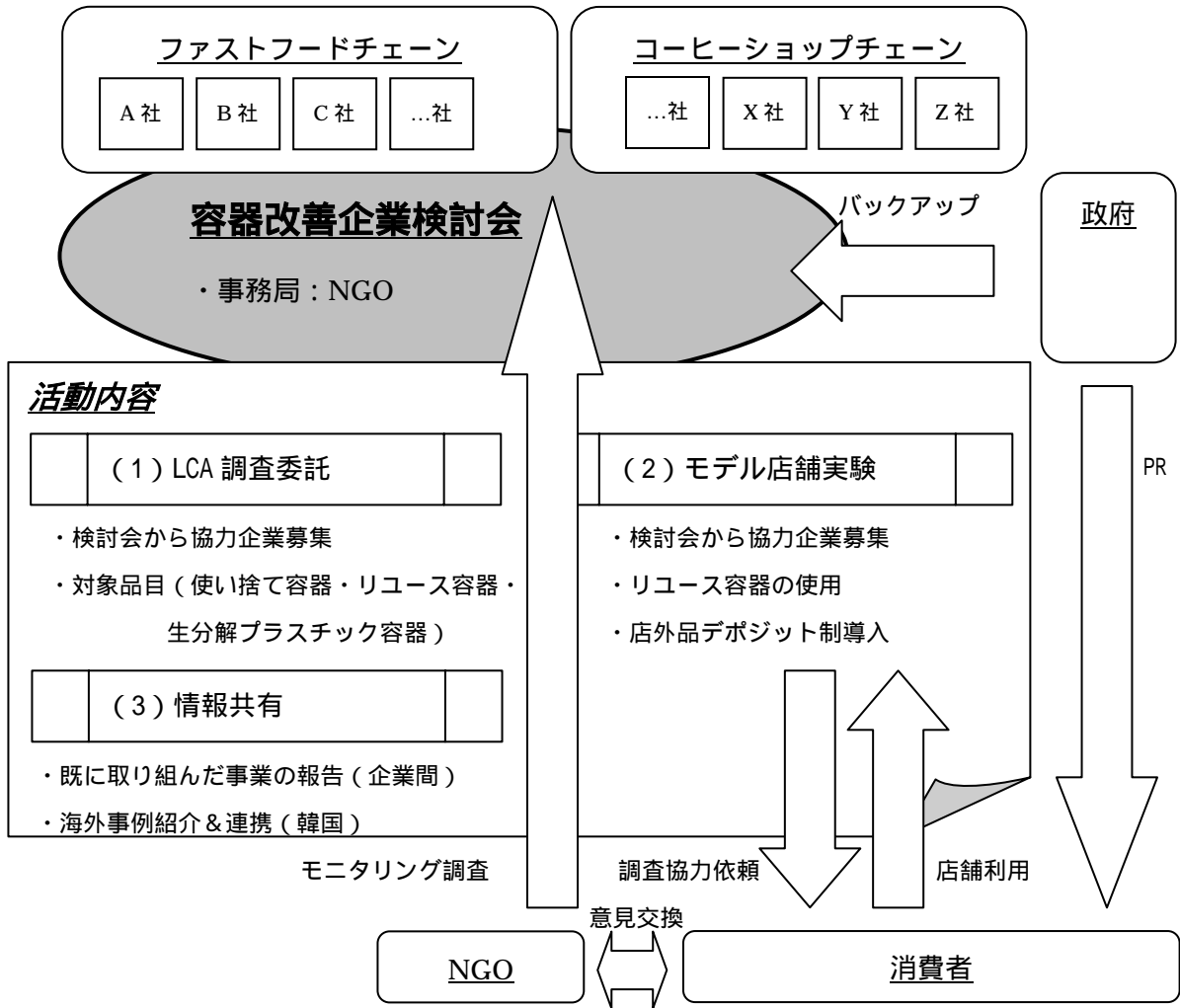
韓国では、2002年のワールドカップサッカー開催を前に、「ごみのない韓国」をつくろうと、環境NGO「ごみ問題解決のための全国市民協議会(KZWMN)」が、業界最大手ロッテリアに働きかけ、2001年4月にソウル市の繁華街(チョンノ)に韓国初の「使い捨て容器を使用しないファストフード店」がオープン、ソウル市もリユース容器10000個を提供してこれを支援した。この店舗の成功が後に業界全体の「自発的協約」へと結びついた。

日本では、2005年の愛知万博をひとつの契機として、首都圏および名古屋圏におけるモデル店舗調査を実施する。

モデル店舗開始にあたっては、現在使用されている使い捨て、リユースの各容器、および今後導入が予想される生分解性プラスチック容器についてLCA調査を実施する。

モデル店舗においては、店内はリユース容器を使用、持ち帰りの使い捨て容器にはデポジット制を実施するか、生分解性プラスチックを導入。店内で顧客の容器に対する意識を調査する。業界各社の参加する勉強会等により調査結果を共有し、各社の事業展開に反映させる。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

実施主体： ファストフード、コーヒーショップチェーン各社
 （当団体が昨年店舗調査、ヒアリングを行った20社の中から数社。
 継続的に接触中。スターバックスコーヒーにLCA調査等協力依頼中）
 ・・・・モデル店舗の運営

当団体・・・店舗調査、モニタリング実施、調査の集約

提携主体： 東京大学生産技術研究所・・・LCA調査実施（昨年協力依頼済み）

協力主体： 韓国環境NGO ごみ問題解決のための全国市民協議会（KZWMN）
 （本年5月の現地調査で協力、今後も協力を確認済み）
 ・・・・調査実施のための情報提供

韓国ファストフード各社 ロッテリア、スターバックスコーヒー
 （本年5月に本社担当者にインタビュー、今後の協力も依頼済み）
 ・・・・日本の本社への情報提供

日本国内環境NGO・・・店舗調査、モニタリング協力

政策の実施により期待される効果

第一に、使い捨て文化の代名詞のように言われる大手ファストフード、コーヒーショップチェーンが、持続可能な社会経済システム構築のためにひとつのテーブルにつくところに大きな意義がある。

現在使い捨て容器を使用し続けている大手チェーンにおいても、社内的には、環境対策から使い捨て容器を削減したいとする向きと、効率優先、根拠不足から現状システムを維持したいとする向きがある。

まず、LCA調査の実施により、現在使用の使い捨て容器（紙・プラスチック）、リユース容器（陶器、ガラス、プラスチック）、また今後導入が検討される生分解性プラスチック容器それぞれの環境に対する負荷を明らかにすることができ、社内の方向性をまとめることができる。

また、モデル店舗における調査を、NGO等の第三者の手で行うことにより、経済的コスト、顧客の反応などを、総合的に分析し、その情報をもとに業界全体で改善に取り組むという、従来の企業独自の実験店舗とは違った効果が得られる。消費者に理解を求めるためのキャンペーンも、NGOや国がバックアップして行うことにより、単独では導入が難しいデポジット制の試験的实施も行うことができる。

消費者に対しては、日常的にこれらのチェーンを利用する若者を中心に、環境面の配慮だけでなく「店内で使い捨て容器で飲むのは格好悪い」というイメージを与えられる。

国際的に名前の知られるこれらのチェーンが日本で持続可能な社会構築のために行う取り組みは、日本国内はもとより、世界の消費者にアピールする力があると考えられる。

その他・特記事項

飽和状態の処分場の問題等に対処するため家庭ごみも有料化が進む現在、使い捨て容器を使用し続ける企業が、法制度の改正により規制されるまで動かないのか、それとも自主的に時代を見据えた事業展開にシフトするのか、消費者の目はシビアになっており、その姿勢が問われている。

韓国のスターバックスコーヒーでは、冷たい飲み物用のグラスは米国本社に申請中でまだ生産していない。しかし、同社は従来温かい飲み物用であった陶製のマグカップを冷たい飲み物にも使用することで、いち早く資源の削減に努めており、消費者へのPRも積極的に行うことで企業イメージを高めている。コストをかけなくてもできる方法を模索することも共同調査のひとつの目的である。

また、韓国では、使い捨て品削減のためにファストフード業界と政府に働きかけ、その仲立ちをしてきた環境NGOの役割が非常に大きい。ごみ問題解決のための全国市民協議会（KZWMN）は、この貴重な経験を、今後日韓共同プロジェクトに広げるために協力を惜しまないとしている。

添付資料：「脱・使い捨て社会に向かう韓国」視察報告書（FoE Japan編）